

備前市監査委員告示第 6 号

平成 25 年度定期監査（第 1 期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成 25 年度定期監査（第 1 期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 11 月 6 日

備前市監査委員 大 田 淳 一  
備前市監査委員 掛 谷 繁

所 管 部 署	こども課
---------	------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>賄材料発注書について、発注数量を手書きにて変更しているもの、発注数量の変更が決裁前か決裁完了後か不明であるものが見受けられた。発注数量の変更、訂正は、適正に行われなければならないが、発注書の決裁が完了した後、発注直前に数量の変更が頻回に発生することは保育園の性質上、やむを得ないことであると理解できる。よって、いたずらに事務量が増大することのないよう留意されつつ、決裁完了後の発注書の数量の変更、訂正方法が適正に行われるよう事務処理について協議、検討されたい。</p>	<p>現在、発注数量変更した場合は、担当者訂正印を押印しその隣に「確認しました」という園長印を押印している。</p>

所 管 部 署	教育委員会教育総務課
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>備品管理について、備品台帳の様式が新しくなったと検分したが、新旧の備品番号が併記されており、備品を廃棄する際に備品台帳と突合できないのではないかと危惧する。新旧の備品番号の取扱について検討され、周知されたい。</p>	<p>昨年度より、新台帳への移行手続きを行っています。より適切に備品管理できるよう、備品と備品台帳を照合する等、各校へ指導を行っています。</p>
<p>個人情報流出防止の観点から、各校の金庫内に保管されてある各種記録媒体の管理方法を検討され、さらには、記録データの消去を行うなどの措置を講じられたい。</p>	<p>備前市立学校教職員用コンピュータ利用規定を定め、使用する外部記録媒体を限定し、不要になったデータは速やかに消去することとし、個人情報流出の防止に努めています。</p>